

健康保険組合連合会役員報酬等細則

〔 制 定 平成16年10月5日
最終改正 平成27年12月1日 〕

第 1 条 役員に対する報酬の支給は、この細則の定めるところによる。

第 2 条 常任監事の報酬は会長が別に定める。

第 3 条 役員報酬は、別表に定める国家公務員指定職俸給表の該当する号俸の額の範囲内で会長が定めることとし、その額に地域手当の額を加えた額を月額支給額とする。

第 4 条 地域手当は、前条の会長が定めた額の100分の18.5とする。

第 5 条 医師免許取得者等専門的な資格を有する者については、職能手当を支給する。

2 職能手当は、第3条の会長が定めた額の100分の15とする。

3 職能手当を支給する者の地域手当は、第3条の会長が定めた額に職能手当を加えた額の100分の18.5とする。

第 6 条 賞与は、第3条若しくは第5条で算出した額に100分の115を乗じて、これに賞与支給月数を乗じたものとする。

第 7 条 賞与支給月数は、国家公務員に準ずる。

第 8 条 役員報酬の支給日、通勤交通費その他この規程にない取扱については、「職員給与規程」に準ずる。

附 則

この細則は、平成16年10月5日より適用する。

附 則

この改正細則は、平成18年4月1日より適用する。

附 則

この改正細則は、平成19年4月1日より適用する。

附 則

この改正細則は、平成20年4月1日より適用する。

附 則

この改正細則は、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この改正細則は、平成22年4月1日より適用する。

附 則

この改正細則は、平成27年12月1日より適用する。

【別表】

役 職 名	号 俸
副会長	7号俸
専務理事	4号俸
常務理事	2号俸
理事	1号俸

※号俸は、国家公務員指定職俸給表に準ずる。

健康保険組合連合会役員退職慰労金支給細則

〔 制 定 平成16年10月5日 〕

第 1 条 役員に対する退職慰労金の支給は、この細則の定めるところによる。

第 2 条 退職慰労金の額は、退職時における該当する号俸（職能手当が支給されている場合はこれを含む額）に100分の150を乗じ、これに在職年数並びに次項の支給率を乗じて得た額とする。但し、2期4年を超えて在職した場合は、その超えた期間に付き、新たに次項の支給率を用いた上で慰労金を算出し、2期4年に係る慰労金との合計額を支給する。

2 支給率は在職満4年を「1.5」とし、在職1年から4年未満までを「1」とする。

第 3 条 本会に特に功労のあったときは、退職慰労金を増額することができる。

2 前項の場合は、会長は常任理事会に諮った上で決定する。

第 4 条 この規程にないその他の取扱いについては、「職員退職手当支給規程」に準ずる。

附 則

この細則は、平成16年10月5日から施行する。